入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。 令和7年2月7日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

1 調達内容

- (1) 件 名 令和7年度神戸公共職業安定所外2施設昇降設備保守点検業務委託契約
- (2) 仕様等 仕様書による
- (3) 履行場所 神戸公共職業安定所外 2 施設
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 入札方法

入札価格は総価とする。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者か免税事業者かを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条に規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐 人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の 理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国保険協会が管掌するもの) ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (4) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域において「役務の提供」(建物管理等各種保守管理)の「A」、「B」、「C」又は「D」等級の競争参加資格を有する者。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6)経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8)過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、 労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正 措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。 ※労働基準関係法令については以下のとおり。

労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内労働

法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法

- (9)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3 入札関係書類の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所、問い合わせ先 〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワ-14階

兵庫労働局 総務部総務課会計第四係 担当:奥田

電話:078-367-9176 メール:okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から**令和7年2月27日(木) 17時00分まで**、上記3(1)の場所(閉 庁日を除く)及び兵庫労働局ウェブページ上にて交付する。

(3) 入札参加に必要な書類等の提出期限等

提出期限:上記3(2)と同じ

提出方法:電子調達システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により紙入札方式による場合、上記3(1)の場所に原則郵送(書留等配達記録が残るものに限る)するものとし、伝送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

(4)入札書の提出期限等

提出期限:令和7年2月28日(金)17時00分まで

提出方法:原則電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は上記3(1)まで郵送(書留等配達記録が残るものに限る)すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和7年3月3日(月)9時30分

兵庫労働局 神戸クリスタルタワー14階総務課会議室

4 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムで行う。また、契約書の締結は原則、電子契約による。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

5 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金は免除する。
- (2) 本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 契約書作成を要する。
- (4)入札者は、暴力団等に該当しない旨の誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する様式) を提出しなければならない。また、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められ た場合は、これに応じなければならない。
- (5) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。

(6) 契約関係書類の扱いについて

担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

(7) その他、詳細は入札説明書による。

入札説明書

令和7年度神戸公共職業安定所外2施設

昇降設備保守点検業務委託契約

入札関係書類を当局ホームページからダウンロードした場合には、必ず下 記アドレス宛に以下の内容をメールしてください。仕様等の急な変更を連 絡する際に使用します。

【送信先】

兵庫労働局総務部総務課会計第四係 奥田 宛

Mail:okuda-shinya.dq1@mhlw.go.jp

【送信内容】

- ①入札件名:「令和7年度神戸公共職業安定所外2施設昇降設備保守点検業務委託契約」
- ②受領日 (ダウンロード日)
- ③会社名、担当者名
- ④担当者メールアドレス、電話番号

兵 庫 労 働 局

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 板松 一郎

調達機関番号 017

所在地番号 28

2 業務内容

(1)件 名 令和7年度神戸公共職業安定所外2施設 昇降設備保守点検業務委託契約

- (2) 仕様等 仕様書による
- (3)履行場所 神戸公共職業安定所外2施設
- (4) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (5) 契約締結日

契約締結日は令和7年4月1日とする。

ただし、契約締結日までに令和7年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

(6)入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 入札者は、業務内容の本業務価格のほか業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とする。そのため、入札者は消費税にかかる課税事業者か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し提出しなければならない。
- (7) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、近畿地域において「役務の提供」(建物管理等各種保守管理)の「A」、「B」、「C」又は「D」等級の競争参加資格を有する者。

- (5) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(オ及びカについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ウ 船員保険
 - エ 国民年金
 - 才 労働者災害補償保険
 - カ 雇用保険
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (7)経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (8)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。ただし、労働基準関係法令違反(※)により労働基準監督機関から使用停止等命令を受けたが、是正措置を行い「使用停止等命令解除通知書」を受理している場合には、この限りではない。
 - ※労働基準関係法令については以下のとおり。
 - 労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律、家内 労働法、作業環境測定法、じん肺法、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別 措置法
- (9)過去1年以内に厚生労働省所管法令違反により送検され、この事実を公表されていないこと。
- (10) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める 資格を有する者であること。

4 入札にかかるスケジュール等について

- (1) 電子調達システムにより入札に参加する場合
 - ①入札参加申請書及び入札書受付開始

令和7年2月7日(金) 9時00分

- ※申請時添付書類
 - 資格審查結果通知書(写)
 - ・保険料納付に係る申立書【様式5】
 - ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を制約 したもの)【様式6】
 - ·役員等名簿【様式7】
- ②入札参加申請書及び入札書受付締切
 - i)入札参加申請書:令和7年2月27日(木)17時00分

ii)入札書: 令和7年2月28日(金)17時00分

※通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

※入札金額内訳書を添付すること。(任意様式)

③代理人による入札

代理人が電子調達システムにより入札する場合は、当該システムで定める委任の 手続きを終了しておかなければならない。

- (2) 紙により入札に参加する場合
 - ①競争入札参加申込書及び入札書受付開始

上記4(1)①と同様

※原則、郵送(書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)での受付とする。 競争入札参加申込書の提出期限までに到着するよう、余裕をもって提出し、下記 (5)の担当者あて電話で受領確認をすること。

※申込時添付書類

- · 資格審査結果通知書(写)
- ・保険料納付に係る申立書【様式5】
- ・誓約書(支出負担行為担当官が別に指定する、暴力団等に該当しない旨を制 約したもの)【様式6】
- ·役員等名簿【様式7】
- ・競争入札参加申込書(紙入札方式)【様式1】
- ②競争入札参加申込書及び入札書受付締切(必着)

上記4(1)②と同様

③入札書提出方法

当局様式の入札書【様式2】にて作成し、封筒(長形3号)に入れ封をし、入札書受付締切日時までに提出すること。また、その封筒に氏名(法人の場合はその名称または商号)、宛名(兵庫労働局支出負担行為担当官)及び「3月3日開札 令和7年度神戸公共職業安定所外2施設昇降設備保守点検業務委託契約 入札書在中」と朱書きすること。

※入札金額内訳書を同封すること。(任意様式)

※原則、郵送での受付とする。入札書の提出期限までに入札書が到着するよう、 余裕をもって郵送し、下記(5)の担当者あて電話で受領確認をすること。

また、下記(4)の再度入札となることを考慮して、第1回目の入札書に 再度入札用として第2回目、第3回目の入札書を併せて提出することができる。 この場合、それぞれの入札書は別封筒に入れ、上記必要事項の他、何回目の入 札書であるかを必ず明記すること。

(3) 開札

①開札日時及び場所

令和7年3月3日(月) 9時30分 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階 兵庫労働局 総務課会議室

②電子調達システムによる入札の場合 電子調達システムにより参加する場合には、立ち会いは不要であるが、入札者 は開札時刻には端末の前で待機しておくこと。

③紙による入札の場合

紙による入札を行う場合、入札参加者が立ち合わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせることとする。その場合、開札結果については、メールや電話等で通知する。

なお、上記(2)の③の注意書きに記す第2回目、第3回目の入札書を事前に 提出していない紙入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合の、当該第2回 目以降の入札を辞退したものとして取り扱うため留意すること。

(4) 再度入札の取り扱いについて

開札の結果、入札価格が当局の予定価格の制限に達した入札がない場合は、 再度入札を行う。なお、再度入札は2回を限度とする。また、電子調達システムにお いては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。

(5) 競争入札参加申込書・入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合わせ先 〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー14階 兵庫労働局総務部総務課会計第四係 担当 奥田 電話 0.78-36.7-91.76 メール: okuda-shinya. dq1@mhlw. go. jp

5 入札及び開札に関する注意事項

- (1) 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - ①競争入札参加申込書または参加申請書が指定した日時までに提出がない場合。
 - ②入札者またはその代理人が、本案件にかかる入札において他の入札者の代理人を 兼ねた場合。
 - ③紙入札において入札書を当局様式以外のもので提出した場合。
 - ④紙入札において入札書の金額を訂正した場合。
 - ⑤予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者が入札した場合。
 - ⑥入札公告に指定した競争参加資格の等級以外の者が入札した場合。
 - ⑦担当官が入札不完全と認めた場合。
 - ⑧入札者に求められる義務を履行しなかったものが提出した場合。
 - ⑨誓約書を提出せず、または虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった

場合。

(2) 入札書には、入札者の住所・氏名の記入をし、<u>日付については提出日を記入すること</u> **と (開札日ではない)**。金額の記載については、算用数字を使用し、最初の数字の末尾に.・(ピリオド ハイフン)を記入すること。

また、入札金額については、諸経費を含んだ金額とし、落札決定にあたっては、入 札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に 1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落 札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者である かを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額(当該金額に1円未 満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り上げた金額とする。)を入札書に記載す ること。

- (3) 入札書提出後の内容変更及び取消しについては、一切受付けないこと。
- (4) 予定価格を超過するなどの理由により再入札とする場合、再入札は2回を限度とする。この限度内において落札者がいない場合は、再度公告入札の実施若しくは予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用する。
- (5) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじを 実施することにより、落札者を決定するものとする。
- (6)入札申込後、入札に参加しない場合は、辞退届【様式4】を速やかに提出すること。
- (7) 落札者の決定にあたり、開札会場において落札業者名及び落札価格を発表すると ともに当局ホームページに掲載する。また、開札結果について情報公開法に基づき情 報公開請求がなされたときは公開することがあるため了承すること。
- 6 入札保証金及び契約保証金 免除
- 7 前払金 なし
- 8 落札者の決定方法
- (1) 兵庫労働局で作成した予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者が決定した時は、入札参加者に落札者氏名(法人の場合はその名称)及び 落札金額を口頭又は電子調達システムの開札結果通知書により通知する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- 9 支払の条件 契約書(案)のとおり
- 10 その他

- (1) 契約手続き等に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先
 - ①調達ポータルURL

https://www.p-portal.go.jp/

②調達ポータルヘルプデスクTEL 0570 - 000 - 683 (ナビダイヤル)

03 - 4332 - 7803 (IP電話等の場合)

ただし、参加申請及び応札の締切時間が切迫している等、緊急を要する場合には 兵庫労働局総務部総務課会計第四係まで連絡すること。

- (3) 軽微な仕様変更に伴う契約変更の手続きは、発注後に行うこととする。
- (4) 当該契約に関する疑義・質問については、質問書【様式8】により令和7年2月 19日(水) 17時00分までに上記4の(5)に示した場所に提出すること。
- (5) 入札説明会は実施しない。
- (6) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (7) 契約関係書類の扱いについて
 - ①担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ②契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する 場合がある。
- (8) 人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出(GEPS の電子入札機能により入札した場合を含む)を もって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4 年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡 会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

競争入札参加申込書 (紙入札方式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

申込人 所 在 地 事業所名 代表者名

下記物件の競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

- 1. 件 名 令和7年度神戸公共職業安定所外2施設 昇降設備保守点檢業務委託契約
- 2. 電子調達システムでの参加ができない理由

(記入例) 認証カードの申請中だが、手続きが遅れているため

- 3 電子調達システムへの対応予定時期
 - ※ 氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名を記載すること。

入 札 書 (紙入札方式)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

住 所事業所名 代表者役職氏名 又は代理人氏名

入札説明書及び契約書を承諾の上、仕様書に提示された内容について下記のとおり 提出します。

件 名 令和7年度神戸公共職業安定所外2施設 昇降設備保守点検業務委託契約

入札金額	(総価格)	
		(消費税および地方消費税は含まない)

電子くじ番号		
(3ケタ)		

※契約価格については、入札書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額切り捨て)とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額(1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げ)を入札書に記載すること。

※入札金額は算用数字で、数字の頭には¥(エンマーク)を、末尾には. - (ピリオドハイフン)を記載すること。

※電子くじ番号は、<u>3 ケタの数字を記入すること</u>。記入がない場合は任意の番号を割当てることとし、異議は受け付けないものとする。

委 任 状

					私儀
今般		を代理人と定め、	次の入れ	L及び見	見積に
関する一切の権限を委任します。					
	記				
入札件名 令和7年度神戸	⁵ 公共職業安定所:	外2施設昇降設備保	守点検業	務委託	契約
		令和	1 年	月	日
支出負担行為担当官					
兵庫労働局総務部長	殿				
住	正				
名					

氏 名

代理人による入札にかかる留意事項

代理人をもって入札書の作成を行う場合には、下記により委任状を作成のうえ、入札書の提出期限までに提出してください。

記

- 1. 入札書の作成を行う者がその法人の本店又は本社に所属する場合。
 - (1) 委任状の委任者名はその法人の代表者名とし、代理人は入札を行う者となります。
 - (2) 入札書の入札者は上記代理人となります。
- 2. 入札書の作成を行う者がその法人の支店又は営業所等に所属する場合。
 - (1) 委任状は、
 - ①法人の代表者から、支店又は営業所等の長への1通。
 - ②支店又は営業所等の長から入札書の作成を行う代理人への1通の、計2通作成してください。
 - ア. 法人の代表者が同一法人の支店又は営業所等の長に対し委任する際の委任状については、委任状の代表者はその法人の代表者名とし、代理人はその支店又は営業所等の長となります。
 - イ. 同一法人の支店又は営業所等の長が更に他の者に委任する際の委任状については、委任状の代表者は委任を受けた支店又は営業所等の長とし、代理人は入札を行う者となります。
 - (2) 入札書の入札者は上記(1) イ.の代理人となります。
 - 3. 入札者又はその代理人は、本件調達にかかる入札について他の入札者の代理人 を兼ねることができません。

辞 退 届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

> 所在地 事業所名 代表者名

この度下記件名につき御辞退申し上げます。

件 名 令和7年度神戸公共職業安定所外2施設昇降設備保守点検業務委託契約

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会管掌のもの)、船員保険及び国民年金の保険料をいう。)及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料(労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。)について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社 に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分 を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和 年 月 日

(所在地)

(名称)

(代表者名)

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

誓 約 書

□私

□ 当社

は、下記1から3までのいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一 切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(令和3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者
- 3 参加資格の適正化
- (1) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (2) 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- (3) 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。

年 月 日 住所(又は所在地) 社名及び代表者名

- ※ 個人の場合は、余白に生年月日を記載すること。
- ※ 法人の場合は役員等名簿(様式7)を添付すること。

役員等名簿

事業所名		
所在地		

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日		
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	日
		年	月	B

(注) 法人の場合、法人登記簿に記載されている役員全員を記入してください。 個人の場合は、本様式の提出は要しない。

質 問 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

住所事業所名代表者役職氏名

下記入札案件について、質問がありますので質問書を提出します。

記

件名	令和7年度神戸公共職業安定所外2施設
	昇降設備保守点検業務委託契約
	(質問事項を具体的に記入する)
質問事項	

- ※ 任意様式可。
- ※ 代表者等の押印は不要。

(案)

建築保全業務契約書

昇降設備保守点検業務委託

神戸公共職業安定所 西脇地方合同庁舎 相生地方合同庁舎

令和7年度 兵庫労働局

1. 業務名 令和7年度 神戸公共職業安定所外2施設

昇降設備保守点検業務委託

2. 建築物の所在地 神戸公共職業安定所(神戸市中央区相生町1-3-1)

西脇地方合同庁舎 (西脇市西脇885-30)

相生地方合同庁舎 (相生市旭1-3-18)

3. 履 行 期 間 自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

4. 契約締結日は令和7年4月1日とする。

ただし、契約締結日までに令和7年度の予算(暫定予算を含む。) が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とす る。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予 算の期間分のみの契約とする場合がある。

5. 契 約 金 額 ¥ . −

(うち取引に係る消費税額 ¥ . -)

6. 契約保証金 甲はこの契約の契約保証金を免除する。

上記の業務について、発注者 支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 〇〇 〇〇を甲 (以下「甲」という。)とし、受注者 〇〇 〇〇を乙 (以下「乙」という。)として、おの おの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実に これを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本 国の法令を遵守し、この契約(この約款及び仕様書を内容とする業務契約をいう。以下 同じ。)を履行しなければならない。
 - 2 乙は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履 行期間」という。)内に履行するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
 - 3 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行なわなければならない。
 - 4 この約款の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
 - 5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 6 この約款の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
 - この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
 - 8 この約款の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
 - 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第 28 条の規定に基づき、甲乙協義の上選定さ

れる調停人が行うものを除く。)の申立てについては、神戸地方裁判所を第一審の専属 的合意管轄裁判所とする。

- 11 甲が、第7条に規定する施設管理担当者を定めたときは、この契約の履行に閲し、乙から甲に提出する書類(業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。)は、施設管理担当者を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、施設管理担当者に提出された日に甲に提出されたものとみなす。

(契約代金内訳書及び業務計画書)

- 第2条 乙は、本契約締結後速やかに、契約代金内訳書を作成し甲に提出しなければならない。 なお、契約代金内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。
 - 2 乙は、仕様書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出し、その 承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。
 - 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにそ の旨を書面により甲に届け出なければならない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第4条 乙は、業務の全部又は主体的部分を一括して第三者(受託者の子会社(会社法第2条 第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委任し、又は請負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第5条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される 第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている業務仕様又は工法を使 用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

ただし、甲がその業務仕様又は工法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する乙の責任)

第 6 条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責

任を負う。

2 乙は法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならない。使用人を変更したときも同様とする。

乙は、これら以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通 知しなければならない。

(施設管理担当者)

- 第7条 甲は、この契約の履行に閲し甲の指定する職員(以下「施設管理担当者」という。) を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。施設管理担当者を変更したとき も同様とする。
 - 2 施設管理担当者は、この約款の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。
 - 一 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
 - 二 この約款及び仕様書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
 - 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

- 第8条 乙は、業務を実施するに当たって業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものと する。また、業務責任者を変更したときも同様とする。
 - 2 業務責任者は、この契約の履行に閲し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変 更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契 約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第9条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の業務責任者又は使用人が業務の履行について著し く不適当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必 要な措置をとるべきことを求めることができる。
 - 2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、そ の結果を請求を受けた日から 10 日以内に甲に通知しなければならない。
 - 3 乙は、施設管理担当者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
 - 4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務の報告等)

- 第10条 乙は、仕様書に従い、甲に対して業務報告書を提出しなければならない。
 - 2 甲又は施設管理担当者は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、乙に対し

て業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

- 第 11 条 甲は、業務の実施につき必要があると認める場合は、乙に対して控室、仮眠室、資機材置場等(以下「控室等」という。)を提供するよう努めるものとする。
 - 2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを 使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還すべきときは、これらを原 状に回復しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第 12 条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ 乙に通知し、甲乙協力して建築物の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第13条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第 14 条 履行期間の変更については、甲乙協義して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から 10 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

- 第 15 条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 10 日以内に協議が整わない場合には甲が定め、乙に通知する。
 - 2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から10日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。
 - 3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲 が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第 16 条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのある ときは、甲の指示を受け、又は甲乙協議して臨機の措置をとらなければならない。 ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく甲に通知しなければならない。
- 3 甲又は施設管理担当者は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、 乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲内に含めることが相当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

(損失負担)

- 第 17 条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。
 - 2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の 負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由 によるときにはその限度において甲の負担とする。
 - 3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(検査)

- 第18条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。
 - 2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、 当該検査の結果を乙に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の 期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償 を請求することができる。

(契約代金の支払)

- 第19条 乙は、前条の検査に合格したときは、代金の支払を3ヶ月毎に「別表:契約代金内 訳表」の請求額を甲に請求することができる。ただし、請求書については、「別表: 契約代金内訳表」のとおりに作成し、甲に請求するものとする。
 - 2 甲は、前項の請求があったときは、入居庁に対し、分担額を直接乙に支払うよう 通知しなければならない。
 - 3 甲は、第1項により適法な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に代金を乙に支払わなければならない。

(業務の履行責任)

- 第20条 甲は、第18条に規定する検査後において、通常発見し得ない不完全履行等、業務が 契約の内容に適合していないこと(以下「契約不適合」という。)を確認した場合、 これを知った時から1年以内に(数量又は権利の不適合については期間制限なく)そ の旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙 はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合にお いて、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。
 - 一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、修繕等により完全な履行を行うこと
 - 二 直ちに代金の減額を行うこと
 - 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契 約の解除を行うことができる。
 - 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約 不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適 用するものとする。

(甲の契約解除権)

- 第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定す る期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認 められるときは、何らの催告を要しない。
 - 一 履行期限内に業務を終了しないとき。
 - 二 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
 - 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 四 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は 詐欺その他不正行為があると認められるとき。
 - 五 第28条の規定に違反したとき。
 - 2 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 3 甲は、第1項又は第2項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査 を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
 - 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の 責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。
- 第22条 甲は、業務が完了しない間は、前条第1項又は第2項に規定する場合のほか必要が あるときは、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 2 前条第3項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼ

したときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の契約解除権)

- 第 23 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除すること ができる。
 - 一 第13条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 甲が第28条の規定に違反したとき。
 - 三 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能となったとき。
 - 2 第21条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償)

- 第 24 条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
 - 2 乙は、この契約の履行に着手後、第22条による契約解除により損害を生じたときは、 甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができ る。
 - 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償する ものとする。

(再委託)

- 第25条 乙は、委託業務の全部を第三者(乙の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)を含む。)に委託することはできない。
 - 2 乙は、再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、 その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、こ の限りでない。
 - 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者(以下「再委託者」という。)の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。
 - 4 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な 事項について本委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

(再委託先の変更)

第26条 乙は、再委託先を変更する場合、当該再委託が第25条第2項ただし書に該当する場合を除き、様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

(履行体制)

- 第27条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の 商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した様式3の履行体制図 を甲に提出しなければならない。
 - 2 乙は、様式3の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により履行体制図の変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - 一 受託業務の実施に参加する事業者(以下「事業参加者」という。)の名称のみの変 更の場合。
 - 二 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - 三 契約金額の変更のみの場合。
 - 3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたと きは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第28条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏ら し、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も 同様の義務を負い、この違反について乙はその責を免れない。

(遅延利息の徴収)

- 第29条 乙の責に帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定 の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払の 日まで年3パーセントの割合で計算した遅延利息を徴収する。
 - 2 甲の責に帰すべき事由により、甲がこの約款に基づく第19条第3項の規定による契約 代金又は損害賠償金を指定の期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にそ の期限の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき財務 大臣が定める率を基に計算した遅延利息を請求することができる。

ただし、遅延利息の額が 100 円未満であるとき、または、その額に 100 円未満の端数 があるときは、その金額は支払わない。

(賠償等の徴収)

第30条 乙がこの約款に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないと きは、甲は、その支払わない額に前条の利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額 及び乙の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

(紛争の解決)

第31条 この約款の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合 において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争を 生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は 乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び施設管理担 当者の業務の執行に関する紛争については、第9条第2項及び第4項の規定により乙 が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が 経過した後でなければ、甲又は乙は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求する ことができない。
- 3 甲又は乙は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法(明治23年法律第29号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第32条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本 契約の全部又は一部を解除することができる。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき (乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)。
 - 三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽が あったことが判明したとき。
 - 四 第3項の規定による報告を行わなかったとき。
 - 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項若しくは 同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書 の写しを甲に提出しなければならない。
 - 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実(再委託先に係るものを含む。)を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第33条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部 を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基 づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、 変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに 支払わなければならない。
 - 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の 2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定 による排除措置命令を行い、当該配置措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法 第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命 令を行い、当該排除命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同 法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第1項の規定による刑が確定したとき。
 - 五 前条第1項第3号、第4号のいずれかに該当したとき。
 - 2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
 - 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第34条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に通知する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

- 第35条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときには、催告その他の手続を要せず、 乙に対する書面による通知により、本契約の全部または一部を解除することができる。
 - 一 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け 又は送検されたとき。
 - 二 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - 三 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
 - 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第36条 前条までの規定により乙が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に 基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約 金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、 甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第37条 乙がこの契約に基づく違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、 当該期日を超過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で 計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

- 第38条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本 契約を解除することができる。
 - 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき
 - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第39条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、 何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - 一 暴力的な要求行為
 - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
 - 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第40条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても 該当しないことを確約する。
 - 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等 (下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再受託者 (再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該 契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としない ことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第41条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該 下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなけれ ばならない。
 - 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請 負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下 請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措 置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第42条 甲は、第20条第2項、第21条第1項、同条第2項、第35条、第38条、第39条、 第41条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、 何ら賠償ないし補償することは要しない。
 - 2 乙は、甲が第20条第2項、第21条第1項、同条第2項、第35条、第38条、第39条、第41条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第43条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ 等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。) を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、 速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協 力を行うものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第44条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ 甲乙協議の上、解決するものとする。

(存続条項)

第45条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第20条、第21条第1項、第24条、第

28条、第29条第2項、第33条、第36条、第37条、第40条、第42条、第44条及び本条はなお有効に存続するものとする。

以上

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 発注者 住所 神戸市中央区東川崎町1-1-3

氏名 支出負担行為担当官

兵庫労働局総務部長 〇〇 〇〇

乙 受注者 住所

氏名

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

名 称所 在 地代表者名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
- 2. 委託する相手方の業務の範囲
- 3. 委託を行う合理的理由
- 4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

名 称所 在 地代表者名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

- 1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
- 2. 変更後の事業者の業務の範囲
- 3. 変更する理由
- 4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
- 5. 契約金額
- 6. その他必要と認められる事項

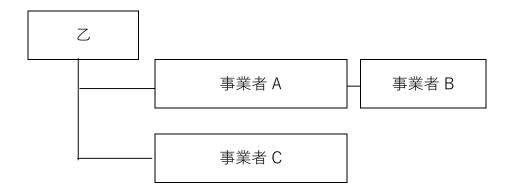
履行体制図

履行体制図に記載すべき事項

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額(乙が再委託する事業者のみ記載のこと。)
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

履行体制図の記載例

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
А			
В			
С			



令和 年 月 日

支出負担行為担当官 兵庫労働局総務部長 殿

名 称所 在 地代表者名

履行体制図変更届出書

標記について、下記のとおり届け出します。

記

- 1. 契約件名(契約締結時の日付番号も記載のこと。)
- 2. 変更の内容
- 3. 変更後の体制図

単位:円(消費税込)

						~
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計
神戸公共職業安定所						0
西脇地方合同庁舎						0
相生地方合同庁舎のうち 兵庫労働局 分(95%)						0
相生地方合同庁舎のうち 自衛隊兵庫地方協力本部	分(5%)					0
合	計	0	0	0	0	0

[※]上記内訳を、請求書に明記する。請求書の宛名は、「官署支出官 兵庫労働局長」とする。

令和7年度 神戸公共職業安定所外2施設

昇降設備保守点檢業務委託仕様書

本業務は「建築基準法」及びこれに基づく地方条例、「人事院規則10-4」、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」並びに「昇降機検査標準(JIS A 4302)」に定めるところによる。

本仕様書に定めのない事項は、国土交通省建築保全業務共通仕様書(最新版)による。

1 業務目的

本業務は、神戸公共職業安定所(日本オーチス・エレベータ株式会社製)、西脇地方合同庁舎及び相生地方合同庁舎(シンドラーエレベータ株式会社製)のエレベータについて、建築基準法に規定する定期点検及び人事院規則に規定する定期検査を実施する。また、専門的見地から劣化及び不具合の状況を把握し、保守等の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。

2 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 契約締結日

契約締結日は令和7年4月1日とする。

ただし、契約締結日までに令和7年度の予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

4 業務内容

(1) 契約種別

フルメンテナンス契約とする。

- (2) 点検等作業内容(対象機器は、別紙1~3のとおり)
 - ① 建築基準法第12条第4項に基づく定期点検(年1回)
 - ② 人事院規則10-4第32条第1項に基づく定期検査(月1回 ただし遠隔監視・点検 装置を設置した場合は、3か月以内に1回の頻度を可とする。遠隔監視・点検装置の監 視項目としては、主電源異常、照明電源異常、主マイコン異常及び安全回路動作を必須 とする。)

定期検査の際に、必要に応じて給油・清掃・調整を行うこと。また、交換が必要と認められる部品について、適宜交換すること。ただし、メーカー正規品又はメーカーが認めた部品を使用するものとする。

③ 緊急時の対応

故障発生など緊急時に備え、速やかに措置できるよう24時間の保守体制を整備すること。

また、故障、災害等により、エレベータに閉じ込め又は機能停止が生じた場合は、施設管理担当者等からの通報により、神戸公共職業安定所においては60分以内、西脇地方合同庁舎及び相生地方合同庁舎においては90分以内に現地に到着し、救出活動を開始することとする。

(3) 防犯カメラ点検業務(対象:神戸公共職業安定所)

- ①カメラのレンズカバーについて、3ヶ月に1回の頻度で清掃及び設置状態の点検を 行うこと。
- ②防犯カメラの録画記録について、施設管理担当者が当該記録を視聴する必要がある場合は、施設管理担当者の要請により直ちに現場に赴き、記録媒体の取出・機器の接続等の視聴に関わる作業に協力すること。

(4) 受託者の費用の負担

本件業務に必要な工具、計測機器、消耗部品、材料、油脂、事務用消耗品類及び外線電話代等は、受託者の負担とする。

また、定期検査に必要な手数料等は、受託者の負担とする。

(5) 事前承認

作業を行うにあたり、事前に現地の施設管理担当者の承諾を得ること。また、作業のため昇降機を停止させる場合についても同様とする。

(6) 安全確認

作業を行うにあたり、庁舎及び付属設備、職員並びに利用者に対し損害を与えることのないよう常に安全を確認すること。また、作業中は各階の乗り場に「点検中」と表示すること。

なお、受託者の故意又は過失により生じた損害については、受託者が全ての責任を負わなければならない。

(7)報告書の提出(成果物)

- ①定期点検が完了したときは、作業完了報告書及び検査結果表を作成し翌月末までに施設管理担当者に提出すること。併せて、その写しを兵庫労働局会計第四係あて送付すること。検査結果表の様式は任意とするが、平成20年国土交通省告示第283号の検査項目を網羅した内容とすること。
- ②定期検査及びその他の作業が完了したときは、作業完了報告書(任意様式)を作成し、早急に施設管理担当者に提出すること。併せて、その写しを兵庫労働局会計第四係あて送付すること。なお、部品交換を行った場合は、作業完了報告書に交換した部品について記載すること。
- ③通常使用を想定し、経年、運行時間、起動回数等により次回契約期間(令和8年度)において交換が必要となる部品について、令和7年11月末日までに、兵庫労働局会計第四係あて見積書を提出すること。なお、フルメンテナンス契約で対応可能な備品と、対応出来ない部品とに見積書を分けること。

5 秘密の保持

作業実施にあたり、知り得た当該庁舎における業務上の秘密事項を外部に漏洩し、又は他の目的に利用してはならない。

6 業務計画書及び緊急対応連絡表の提出

年間における業務計画書(定期点検及び定期検査の実施日程を含む)及び緊急対応連絡表を 作成し、契約後30日以内に兵庫労働局会計第四係あて提出すること。

7 業務の再委託

受託者は、業務の全部又は業務のうち総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分については、第三者(受託者の子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう)を含む。)に委託することはできない。業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を委託者に申請し、その承認を受けること。また、再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

8 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。

担当:兵庫労働局総務部総務課会計第四係 16078-367-9176

9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書に定める事項その他の契約条項について遵守すること。 なお、本仕様書に定めがない事項は双方協議の上解決するものとする。
- (2) 発注者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に対価を支払う。
- (3) 契約事業者は、当書面をはじめ、当局が提示する契約条項を遵守すること。
- (4) 契約関係書類の扱いについて
 - ① 担当者等から提出される契約関係書類の内容は、事業者としての決定であること。
 - ② 契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合がある。

別紙1

契約方式:フルメンテナンス契約

神戸公共職業安定所(神戸市中央区相生町 1-3-1)

メーカー	日本オーチス・エレベータ(株)	出入口寸法	800×2,100H
型式	P11-C0.60	かご内寸法	1,400間ロ×1,350奥行×2,300高さ
用途	乗用(1号機のみ車いす用)	昇降路全高	24,915mm
台数	2台	昇降行程	18,889mm
方式	ロープ式	戸開閉方式	2枚戸両引き戸
速度	60m/min	付加装置	・戸開走行保護装置
積載荷重	750kg		・地震時管制運転装置(P+S波)
定員	11人乗		・火災時管制運転装置
電源(動力用)	3 φ 200V		・停電時自動着床装置
電源(照明用)	1 φ 100V		・音声合成アナウンス装置
電源総容量	9kw以下		・視覚障害者仕様
運転方式	2台群管理方式		・車いす仕様(1号機のみ)
停止箇所	6箇所		・防犯カメラ
停止階床	B1F∼5F	竣工年月日	令和5年1月20日
制御型式	2台群管理方式		
型番	P07M GEN2 MOD GREEN		
巻き上げ機	20220BD301型		
ブレーキ	27076JY301型		
	(電磁ブレーキ型)		

昇降機保守点検装置一覧

神戸公共職業安定所

昇降路	昇降路内の環境、受電盤・制御盤、巻上機、綱車、昇降路内の耐震対策
共通	調速機、主索及びその取付部、常時主索検査装置、はかり装置
かご室	周壁・天井及び床、戸及び敷居、戸スイッチ、戸閉め安全装置、光電装置、操作盤
	及びインジケータ、外部連絡装置、パーキングスイッチ、定員・積載量の銘板、照
	明灯及び停電灯
かご上	かご上安全スイッチ、上部ファイナルリミットスイッチ、頂部綱車、調速機ロープ
	、かごガイドシュー、ガイドレール・ブラケット、錠外し装置、ドアインターロッ
	クスイッチ、ドアクローザー、移動ケーブル及びその取付部、かご上綱車、つり合
	いおもり、つり合いおもりつり車、戸開閉装置
乗り場	ボタン及びインジケータ、光電装置、戸及び敷居、非常解錠装置
ピット	ピット内の環境、緩衝器、張り車、ピット床、下部ファイナルリミットスイッチ、
	かご非常止め装置、調速機、調速機ロープ、つり合いおもり底部隙間、ピット内の
	耐震対策
付加装置	戸開走行保護装置、地震時管制運転装置(P+S波)、火災時管制運転装置、停電
	時自動着床装置、音声合成アナウンス装置、視覚障害者仕様、車いす仕様、防犯カ
	メラ

別紙2

契約方式:フルメンテナンス契約

西脇地方合同庁舎(西脇市西脇 885-30)

メーカー	シンドラーエレベータ(株)	出入口寸法	800×2,100H
型式	P11-CO-45	かご内寸法	1,400間ロ×1,350奥行×2,300高さ
用途	乗用(車いす兼用)	昇降路全高	16,050mm
台数	1台	昇降行程	10,900mm
方式	油圧間接式	戸開閉方式	2枚戸2枚中央開き
速度	45m/min	付加装置	・地震時管制運転装置
積載荷重	750kg		・火災時管制運転装置
定員	11人乗		・停電時自動着床装置
電源(動力用)	3 φ 200V		・音声合成オートアナウンス装置
電源(照明用)	1 φ 100V		・視覚障害者対策付き車いす仕
電源総容量	15kw		様
運転方式	乗合全自動方式		
停止箇所	4箇所		
停止階床	1F~4F	竣工年月日	平成6年6月20日
制御型式	乗合全自動方式		
型番	H82A MPC		
巻き上げ機	なし(油圧)		
ブレーキ	LRV-350型		
	(バルブ型)		

昇降機保守点検装置一覧

西脇地方合同庁舎

機械室の周辺及び室内環境、受電盤・制御盤、階床選択機、油圧パワーユニット、
圧力配管・高圧ゴムホース、機械室内の耐震対策
調速機、主索及びその取付部、主索緩み検出装置、はかり装置、プランジャー、プ
ランジャーストッパー、シリンダー
周壁・天井及び床、戸及び敷居、戸スイッチ、戸閉め安全装置、床合わせ補正装置
、ドアゾーン行き過ぎ制限装置、車止め・光電装置、操作盤及びインジケータ、外
部連絡装置、パーキングスイッチ、定員・積載量の銘板、照明灯及び停電灯、かご
床先と昇降路壁との水平距離
かご上安全スイッチ、頂部安全距離確保スイッチ、上部ファイナルリミットスイッ
チ、プランジャーリミットスイッチ、頂部綱車、プランジャー頂部綱車、調速機口
ープ、非常救出口、かごガイドシュー、ガイドレール・ブラケット、錠外し装置、
ドアインターロックスイッチ、ドアクローザー、移動ケーブル及びその取付部、戸
開閉装置、昇降路周壁、昇降路内の耐震対策
ボタン及びインジケータ、光電装置、戸及び敷居、非常解錠装置
緩衝器、張り車、ピット床、底部安全距離確保スイッチ、下部ファイナルリミット
スイッチ、かご非常止め装置、かご下綱車、シリンダー下綱車、ピット内の耐震対
策
地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置、音声合成オート
アナウンス、車いす仕様

別紙3

契約方式:フルメンテナンス契約

相生地方合同庁舎(相生市旭 1-3-18)

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
メーカー	シンドラーエレベータ㈱	出入口寸法	800×2,100H
型式	P11-CO-60	かご内寸法	1,400間ロ×1,350奥行×2,300高さ
用途	乗用(車いす兼用)	昇降路全高	13,350mm
台数	1台	昇降行程	7,300mm
方式	ロープ式	戸開閉方式	2枚戸2枚中央開き
速度	60m/min	付加装置	・地震時管制運転装置
積載荷重	750kg		・火災時管制運転装置
定員	11人乗		・停電時自動着床装置
電源(動力用)	3 φ 200V		・音声合成オートアナウンス装置
電源(照明用)	1 φ 100V		・視覚障害者対策付き車いす仕
電源総容量	7.5kw		様
運転方式	乗合全自動方式		
停止箇所	3箇所		
停止階床	1F~3F	竣工年月日	平成7年7月30日
制御型式	乗合全自動方式		
型番	M85A μ —COM		
巻き上げ機	SR950026-1型		
ブレーキ	1000T型		
	(電磁ブレーキ型)		

昇降機保守点検装置一覧

相生地方合同庁舎

機械室	機械室の周辺及び室内環境、受電盤・制御盤、階床選択機、巻上機、そらせ車、電	
	動機・電動発動機、機械室内の耐震対策	
共通	調速機、主索及びその取付部、主索緩み検出装置、はかり装置	
かご室	周壁・天井及び床、戸及び敷居、戸スイッチ、戸閉め安全装置、床合わせ補正装置	
	、光電装置、操作盤及びインジケータ、外部連絡装置、パーキングスイッチ、定員	
	・積載量の銘板、照明灯及び停電灯、かご床先と昇降路壁との水平距離	
かご上	かご上安全スイッチ、上部ファイナルリミットスイッチ、頂部綱車、調速機ロープ	
	、非常救出口、かごガイドシュー、かごつり車、ガイドレール・ブラケット、錠外	
	し装置、ドアインターロックスイッチ、ドアクローザー、移動ケーブル及びその取	
	付部、つり合いおもり、つり合いおもり非常止め装置、つり合いおもりつり車、戸	
	開閉装置、昇降路周壁、昇降路内の耐震対策	
乗り場	ボタン及びインジケータ、光電装置、戸及び敷居、非常解錠装置	
ピット	緩衝器、張り車、ピット床、下部ファイナルリミットスイッチ、かご非常止め装置	
	、非常止めロープ、かご下綱車、つり合いロープ(鎖)及びその取付部、つり合い	
	おもり底部隙間、ピット内の耐震対策	
付加装置	地震時管制運転装置、火災時管制運転装置、停電時自動着床装置、音声合成オート	
	アナウンス、車いす仕様	